

北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	令和2年6月12日
取り扱い	配布を以て解禁

「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び活動方針について

北陸地方整備局では、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、平成19年4月以降、「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底に努めているところです。

この度、令和元年度の活動結果及び令和2年度の活動方針がまとまりましたのでお知らせします。

令和元年度の活動結果

1. 推進本部に寄せられた情報(通報)等

受付件数	R元	H30
駆け込みホットライン	23件	27件
一般電話等	17件	3件

2. 建設業者に対する立入検査の実施状況

立入検査実施状況	R元	H30
大臣許可業者	50社	49社
法定福利費に関する是正指導	(33社)	(30社)
知事許可業者（新潟県・富山県・石川県）	22社	34社
合 計	72社	83社

配布先	新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ その他建設専門紙
-----	--

お問い合わせ	国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 片山（かたやま） 建政部 計画・建設産業課 課長補佐 渡邊（わたなべ） TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746
--------	---

3. 建設業者に対する監督処分・勧告

大臣許可業者への立入検査において特に改善を要する事項が確認された20社に対し勧告を行いました。

監督処分・ 勧告件数	R元	事 由	H30
許可取消処分	0社		0社
営業停止処分	0社		1社
指示処分	0社		1社
勧 告	20社	建設業法違反	25社
立入検査 による件 数	(20社)	契約(追加・変更含む)書面の未交付、下請代 金の支払時期が不適切等	(25社)

4. 建設業取引適正化推進月間の取組

建設企業を対象に、建設工事における労働災害防止関係、建設業法令遵守関係を内容とした講習会を開催し、計369名(H30:208名)にご参加いただきました。

講習会開催状況			R元参加者	H30参加者
新潟県	11月7日	新潟県建設会館	166名	95名
富山県	11月15日	建設業労働災害防止協会富 山県支部技能研修センター	81名	57名
石川県	11月14日	石川県建設総合センター	122名	56名

※ 講習会の会場は、令和元年度のものであり、平成30年度とは異なる。

5. 建設企業に対する関係法令等の周知（令和元年度から実施）

上記の取組に加え、石川県珠洲市・輪島市の2箇所で建設企業を対象に建設業法令遵守関係を内容とした講習会を開催しました。

関係法令等の周知状況			参加者
石川県珠洲市	1月17日	(一社) 珠洲建設業協会	25名
石川県輪島市	2月5日	鳳輪建設会館	27名

令和2年度の活動方針

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報受付窓口である「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、あらゆる機会を通じて周知を図り、積極的な活用を促す。

2. 建設業の法令遵守に関する周知

これまで主に元請建設企業となる国土交通大臣許可業者を対象として建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところであるが、今後は、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても周知を図る。

特に、本年10月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、講習会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。

- ① 改正法第19条第1項（建設工事の請負契約の内容）
- ② “ 第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- ③ “ 第20条第1項（建設工事の見積り等）
- ④ “ 第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤ “ 第24条の3第2項（下請代金の支払）
- ⑥ “ 第24条の5（不利益取扱いの禁止）
- ⑦ その他改正事項

3. 立入検査の実施

(1) 営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報や相談の内容、又は下請取引等実態調査の結果に基づき選定した建設企業に対し、優先的に立入検査を実施する。

(2) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）について当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。

(3) 建設業を支える優秀な担い手の確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、次の①及び②について確認等を行うものとする。

- ①建設キャリアアップシステムへの登録の有無
- ②建設業退職金共済制度への加入の有無（加入している場合は証紙の交付状況）

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同月間の取組として実施する内容については、あらゆる機会を通じて広く周知するとともに、その広報を積極的に行う。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという実態があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知する。

6. 関係機関との連携

- (1) 都道府県及び関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する合同立入検査の実施や講習会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携の強化に努める。
- (2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

7. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ①立入検査の実施及び講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
- ②新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号）の趣旨・内容を建設企業にあらゆる機会を通じて十分な周知・徹底を図る。
- ③違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。また、必要に応じ、発注部局及び都道府県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。

(2) 元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する。

(3) 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。